

してもその損金算入は認められないものと思われます。

2 第二会社の設立が、その国の事情によりやむを得ないものであり、例えば貴社のタイ国への進出がタイ国の経済振興事業の一環となされ、タイ国で何らかの形で事業の継続が強く望まれていること等の理由があり、かつ、商号が異なり、持ち株関係が異なること、役員構成が異なること、事業内容、事業形態が異なる

等の点から、実質的に第一会社と第二会社の同一性が認められない場合には法人税基本通達9-4-1により寄附金として取り扱われることはないものと思われます。

3 貴社のA社に対する貸付金の債権放棄が寄附金として認定された場合には、国外関連者に対する寄附金として全額損金不算入となります。

(税理士 小沢 進)

“譲渡所得”に関連する所得税法及び租税特別措置法の通達すべてを逐条詳解!

逐条詳解

税理士 松田健二(元国税庁資産税課課長補佐) / 監修
◎BS判・加除式・全2巻・本体価格25,000円(税別)〈〒実費〉

譲渡所得関係通達総覧

●複雑かつ多様な譲渡所得に関する実務に必須な通達を網羅!

法解釈だけでなく、通達の解釈・理解が必要とされる譲渡所得に係る実務のより円滑な遂行に資するため、所得税法及び租税特別措置法の関連通達を網羅し、逐条的に詳解しています。したがって

→資産等の譲渡を検討する際の適用要件の確認をしたいとき

→資産等を譲渡したときの課税所得金額の算出をしたいとき

→確定申告時に確認をしたいとき
などの各場面をはじめ、譲渡所得をめぐるさまざまな場面で活用いただけます。

●理解しやすい立体的な解説方式!

各通達は、項目とその改正経過を枠で囲い、各項目ごとに次の要領で解説しました。

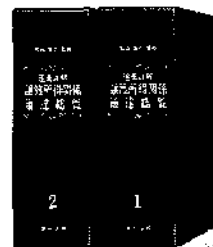
[注釈]各規定の趣旨、意義等について詳細かつ多角的な視点で解説しました。

[個別事例]譲渡所得に関する実務処理上、実際に生じた疑問や起こりそうな問題を問答形式で取り上げて、実務に活かせるよう配慮しました。

[判決要旨]各規定に関連する代表的な裁判例については、要旨を該当する箇所に掲げ、判決年月日・裁判所名・事件番号・出典を表示しました。

[裁決要旨]各規定に関連する国税不服審判所から公表された代表的な裁決例については、要旨を該当する箇所に掲げ、裁決年月日・出典等を表示しました。

[参考法令等]各規定を理解するために必要な範囲で、他の法令の規定等掲げました。また、特に各項目に関連の深い個別通達を該当する箇所に掲げました。



詳細
カタログ
送呈中!

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17



第一法規

TEL(03)3404-2251

FAX(03)3404-2269

国際課税

Q & A

▶▶ タイ国の現地法人を第二子会社方式により整理する場合の損失負担について

Q 当社はタイ国のバンコクに100%出資の現地子会社であるA法人（第一会社）を設立していましたが、昨今のタイ国の経済危機により財テクの失敗と業績不振が重なり、急激に資産状態が悪化し債務超過の状態に陥ってしまいました。このままでは再建は非常に困難な状況です。そこで、このような財務内容のよくないA社の建て直しを図るために、タイ国のA社と同じ所在地に商号も全く同じ当社の100%出資の子会社B法人（第二子会社）を別途設立して、A社から事業を引き継がせ営業を行うという再建案を考えています。当然A社は解散整理することになります。

その際にA社の工場、従業員もB社に引き継がせることにしました。

そして、当社がA社の銀行借入に対して債務保証をしていましたので保証を履行しA社の銀行借入金は当社がA社に貸付けを行い返済しましたが、この履行により生じたA社に対する貸付金の求償権を放棄することを計画しています。

この貸付金の放棄による損失は、法人税基本通達9-4-1（子会社等を整理する場合の損失負担）により当社の貸倒損失として損金処理をしてよろしいでしょうか。

A 1 法人税基本通達9-4-1により、法人が子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴い、やむを得ず債務の引受、債権の放棄その他の損失の負担をした場合においても、それが今後より大きな損失の生じることを回避するため、やむを得ず行われたものであり、かつ、そのことが社会通念上も妥当なものとして是認されるような事情があるときは、税務上もこれを寄附金として取り扱わないこととされています。

しかし、貴社のケースの場合は第一会社、第二会社とも貴社の100%出資で所在地、事務所、

工場、従業員等も同一であり、第二会社に営業譲渡をしても、これまでと実態は何ら異なることはありません。形式的には法人格の異なる第二会社に営業を譲渡したとしても、実質的には経営権を譲渡したとはいえず、貴社はこれまでどおりタイ国の現地法人の経営を支配していることになります。

また、今あえて第一会社Aを解散させて損失を負担しなければならない合理的な理由はないものと思われます。これらの点から貴社のタイ国A法人に対する貸付金を貸倒損失として処理